

■ 市長から市民のみなさんへ

市長 白井博文



■ 東日本災害がれきの広域処理について (中間報告)

東日本大震災から1年が経過しましたが、被災地の復興は遅々として進まないのが現状のようです。山積みになった災害廃棄物(がれき)の処理がはかどらないのも、その原因の一つとされています。国は、被災地である福島・宮城・岩手3県のうち宮城・岩手2県のがれき(約2,000万トン)の一部(約400万トン)について、全国の自治体に受け入れを求めています。しかし、このがれきが津波によるだけでなく放射能にも汚染されているのではないかと、何とか少しでも協力したい気持ちはあるものの、多くの自治体が二の足を踏んでいるのはそのためです。

これまで国の安全基準等は必ずしも明確ではありませんでしたが、4月17日、環境大臣から災害廃棄物の広域処理にかかる受入れ基準、処理の方法、安全性の確認方法等について、次のような告示がなされました。(ちなみに「告示」とは公の機関が決定等を公に知らせる行為です。)

1. 災害廃棄物の受入れ基準

- ①可燃物：焼却後の焼却灰等の放射能濃度が1kg当たり8,000ベクレル以下。焼却前の災害廃棄物の放射能濃度の目安として1kg当たり240ベクレル以下。
- ②再生利用：製品としての流通前段階で放射能濃度が1kg当たり100ベクレル以下。

2. 処理の方法

- ①可燃物の焼却処理：高度の機能を有する排ガス処理装置(バグフィルタ等)が設置されている施設で焼却。焼却灰等は最終処分場に埋立。

- ②再生利用：製品として広く市場に流通しても問題が生じないように再生。

3. 広域処理における安全性の確認方法

(以下、省略)

※ベクレルとは、放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位です。

ちなみに本市の場合、可燃物は小野田地区東沖の環境衛生センターですべて焼却し、焼却後の焼却灰等は、本市の最終処分場に余裕がないため、本年4月から、その全部を本市の費用負担で周南市にある株式会社エコテックに搬送し、セメントの原料の一部として再生利用してもらっています。したがって、この場合の受入れ基準は上記告示の1の①ではなく、1の②を参考にすることになります。

また、過日、厚生労働省から一般食品中の放射性物質の安全基準値が公表されましたが、それによると、1kg当たり100ベクレルとされています。現在市場に流通している食品はすべてこの安全基準値以下のものばかりです。そのせいか全国の自治体の中には、上記告示の1の①の8,000ベクレルを100ベクレルと置き換え、1kg当たり100ベクレル以下のがれきに限り受入れを表明している自治体も出始めています。

山口県では13市の市長が集まり、国に60項目を超える質問を提出したり、環境政務官の説明会や市長協議会を開いたりしています。5月中には一定の方向性が出るものと考えています。

対話の日 5月24日(木) 19:00～
須恵公民館